第６回 長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金
募集要項

〇受付期間　　令和８年１１月４日（水）～
令和８年１２月１１日（金）必着

〇申請書の送付先　　長崎県 産業政策課
特別高圧電力高騰対策支援　受付係
〒850-8570 長崎市尾上町３－１
TEL 095（895）2614

〇申請書の送付方法　簡易書留又はレターパックでの郵送

※募集要項や申請書は、下記ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。（長崎県 産業労働部 産業政策課ホームページ）
http://10.1.10.10/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/jigyoshien/tokubetsukouatu6/

※中小企業と大企業等で補助単価が異なります。今回の公募でお示ししている各種様式を利用の上ご申請ください。

長崎県産業労働部　産業政策課

１．事業の目的

エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、特別高圧電力受電事業者等を支援し、県内経済の振興を図ります。

２．補助対象者

以下の全ての項目に該当する特別高圧受電事業者等のうち、別表１に掲げる業種を営む者が対象者となります。ただし、商業施設に入居する事業者等については、商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約している者を補助対象者とします。

① 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること

② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと

③ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと

⑤ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。

⑥ 「パートナーシップ構築宣言（受託中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準における宣言）」を宣言していること

別表１　　対象業種（第２条関係）

大分類	対象業種	中小企業基本法上の類型
D	建設業	製造業その他
E	製造業	製造業その他
G	情報通信業のうち 中分類３８（放送業） 中分類３９（情報サービス業） 小分類４１１（映像情報制作・配給業） 小分類４１２（音声情報制作業） 小分類４１５（広告制作業） 小分類４１６（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	サービス業
G	情報通信業のうち　上記以外	製造業その他
I	卸売業、小売業のうち 中分類５０（各種商品卸売業） 中分類５１（繊維・衣服等卸売業） 中分類５２（飲食料品卸売業） 中分類５３（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類５４（機械器具卸売業） 中分類５５（その他の卸売業）	卸売業
I	卸売業、小売業のうち 中分類５６（各種商品小売業） 中分類５７（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類５８（飲食料品小売業） 中分類５９（機械器具小売業） 中分類６０（その他の小売業） 中分類６１（無店舗小売業）	小売業
J	金融業、保険業	製造業その他
K	不動産業、物品賃貸業のうち 小分類６９３（駐車場業） 中分類７０（物品賃貸業）	サービス業
K	不動産業、物品賃貸業のうち 上記以外	製造業その他
L	学術研究、専門・技術サービス業	サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業のうち 中分類７６（飲食店） 中分類７７（持ち帰り・配達飲食サービス業）	小売業
M	宿泊業、飲食サービス業のうち 中分類７５（宿泊業）	サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業	サービス業

	小分類７９１（旅行業）除く	
R	サービス業（他に分類されないもの）	サービス業

業種分類等は、日本標準産業分類（令和５年７月改定）（令和６年４月１日施行）による。
日本標準産業分類（https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf）

３．補助対象経費及び補助額等

<table>
<tr><td>補助対象</td><td>令和８年７月から９月までの特別高圧電力使用量を対象とする。
ただし、国、県、市町が実施する物価高騰分への支援補助と併用して本交付を受けることはできないものとし、算定時の特別高圧電力使用量に公共施設分や住宅分を含むことはできないものとする。また、消費税相当額は補助対象外となります。</td></tr>
<tr><td>補助額</td><td>【算定方法】
令和8年７月から９月の電力使用量に補助単価を乗じて得た額と、予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、電力使用量に補助単価を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【補助単価及び補助上限額】
<table>
<tr><th>区分</th><th>期間</th><th>補助単価</th><th>補助上限額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">中小企業</td><td>令和8年７月、９月</td><td>1.8円/kwh</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>令和8年８月</td><td>2.3円/kwh</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大企業等</td><td>令和8年７月、９月</td><td>0.9円/kwh</td><td rowspan="2">令和８年７月から９月の合計通算で1,500万円</td></tr>
<tr><td>令和8年８月</td><td>1.2円/kwh</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

※中小企業と大企業等で補助単価が異なります。今回の公募でお示ししている各種様式を利用の上ご申請ください。
中小企業と大企業等の区別は、「中小企業、大企業等とは」（P4）及び別表1（P2）をご参照ください。

「中小企業、大企業等とは」

〇中小企業とは

（１）中小企業基本法第2条第1項に定めるもの（これと同規模の法人を含む）及び
（２）中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの　を指します。

（１）－１　中小企業基本法第2条第1項に定めるもの

中小企業基本法上の類型	中小企業 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※業種ごとに定める資本金の額及び従業員数の双方が、上記基準を超えている場合、大企業となります。

（１）－２　ただし、次のいずれかに該当するものは、中小企業とみなしません。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（２）中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの

ア 事業協同組合
イ 事業協同小組合
ウ 信用協同組合
エ 協同組合連合会
オ 企業組合
カ 協業組合
キ 商工組合
ク 商工組合連合会

〇大企業等とは

- （１）-1 に該当しないもの
- （１）-2 に該当するもの
- （２）に該当しないもの　　を指します。

４．交付申請書の受付期間

令和8年１１月４日（水）～令和8年１２月１１日（金）必着

※特段の理由により、申請受付期間に間に合わない場合は事前にご相談ください。

５．申請手続き等

（１）申請書の送付先

〒850-8570　長崎市尾上町3-1

長崎県産業政策課　特別高圧電力高騰対策支援　受付係　宛

※ 申請書の追跡ができるよう簡易書留又はレターパックで送付ください。

※ 郵便料金は申請者の負担となります。

（２）提出書類

① 補助金交付申請書（様式第1号）

② 申請チェックリスト

③ 所要額計算書（様式第２号）及び別紙（様式任意、別紙例示あり）

④ 特別高圧の使用電力量実績値が分かる書類（電力会社からの請求書等）

⑤ 誓約書（様式第３号）

⑥ 特別高圧電力を受電していることを確認できる書類（電力（受電)契約書等）

⑦ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書の写し（個人：納税証明書「その３の２」、法人：納税証明書「その３の３」）（令和８年７月１日以降に発行したもの）

⑧ 交付申請者が法人の場合は、申請日以前１年以内に発行された法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、交付申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）

⑨ パートナーシップ構築宣言の写し（令和8年1月1日以降更新版）

下請中小企業振興法及び下請中小企業振興法に基づく振興基準が改正され、受託中小企業振興法及び受託中小企業振興法に基づく振興基準が令和8年1月1日から施行されたことに伴い、パートナーシップ構築宣言のひな形も同日付で改正されております。宣言企業においては宣言を更新し、宣言内容を適切に履行することが求められておりますので、更新した宣言の写しをご提出ください。

※ 以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

（３）交付決定・交付額確定

審査により内容が適当と認められた場合、「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第４号）」を送付いたします。不交付の場合は、「不交付決定通知書（様式第５号）」を送付いたします。

通知書は、補助金交付申請書（様式第1号）でご指定の住所へお送りいたします。（交付決定は令和９年１月を予定しております。）

（４）請求書

「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第４号）」を受理後、速やかに「請求書（様式第６号）」を提出してください。なお、請求書はメールによる提出が可能です。ただし、申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は、委任状（押印）を併せて提出する必要があるため、簡易書留又はレターパックで送付ください。

（５）補助金の支払

請求書を受理後、補助金交付申請書（様式第1号）に記載の振込先に、１～２カ月以内に支払います。

６．その他

（１）事業等の確認

必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

（２）補助金の経理

交付申請者は、補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式について、**補助事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から５年間保管**してください。補助金の全部又は一部を県に返納する必要が生じることがあります。

【問い合わせ先】

特別高圧電力高騰対策支援　受付係（長崎県産業政策課）

ＴＥＬ　０９５（８９５）２６１４

ＦＡＸ　０９５（８９５）２５７９

E-mail　kikakutyouseihan@pref.nagasaki.lg.jp

（受付時間：９：００～１７：００（平日のみ））